

外国籍市民救急医療対策費補助要綱

制 定 平成5年4月1日（衛生局長決裁）

最近改正 令和5年3月9日（医療局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、本市の救急医療体制の円滑な運営に資するために、神奈川県内の救急医療機関において、医療費の負担能力に欠ける外国籍市民（以下「外国籍市民」という。）に係る救急医療に関して発生した損失医療費について、当分の間、予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 外国籍市民救急医療対策費補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）、神奈川県救急医療機関外国籍県民対策費補助要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号の定めるところによる。

(1) 救急医療機関 別表の医療機関をいう。

(2) 救急医療 急病または事故等による急性期の傷病で保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）により保険診療と認められる範囲のうち、診察した医師が救急と認める医療をいう。

(3) 外国籍市民 日本国籍を有しない者のうち、市内に居所を有するものをいう。ただし、次に掲げる者は除く。

ア 分割払い等の手段により医療費の弁済を行っている者または行うことを誓約している者

イ 親族または雇用主等が医療費の弁済を行っている者または行うことを誓約している者

ウ 自動車損害賠償保険、労働者災害補償保険、国民健康保険等が適用され、医療費の弁済が行われる者

エ 公的医療保険制度に加入している者、生活保護法（昭和25年法律第144号）、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）等の法令に基づく制度が適用され、医療費の弁済が行われる者

オ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者

（補助対象事業者等の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者等は、第2条第2項第1号に定める救急医療機関とする。

(補助の対象)

第4条 補助の対象は、外国籍市民が、救急医療機関において救急医療による治療を受け、当該外国籍市民の責務により医療費の弁済が行われない前年度の医療費のうち、原因が当該救急医療機関の責によらないものでかつ回収に相当な努力をしたにもかかわらず生じた損失医療費とする。

(補助基準額)

第5条 救急医療機関において入院を必要としたものにあつては、患者1人あたり、入院の日から14日間を限度として要した経費のうち、当該年度に適用される厚生労働省告示に基づく診療報酬の算定方法（以下、「算定方法」という。）に基づき積算される入院時基本診療等の診療報酬に相当する額を補助基準額とする。ただし、特別な事情がある場合は、14日を超えて補助基準額とすることができる。

2 救急医療機関において医師が診察した結果、他の二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったものにあつては、患者1人あたり、算定方法に基づき積算される初診時基本診療等の診療報酬に相当する額を補助基準額とする。

3 前2項の補助基準額の算定にあたり、1件1人あたりの額が、1,000千円を超えるときは、1,000千円を補助基準額とする。ただし、特別な事情がある場合は、1,000千円を超えて補助基準額とすることができる。

(補助額)

第6条 補助額は、補助基準額または損失医療費のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする救急医療機関は、様式1により前年度の損失額にかかる補助の申請を6月30日までに市長に行うものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、外国籍市民救急医療対策費補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に定める書類とする。

- (1) 補助対象経費の積算を記載した書類
- (2) 診療報酬明細書
- (3) 補助対象患者の受診状況を記載した書類
- (4) 補助対象経費の回収状況を記載した書類

4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第5条第2項第1号から第4号に定める書類とする。

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、外国籍市民救急医療対策費補助金不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、外国籍市民救急医療対策費補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、補助金の交付対象となった損失医療費の回収があった場合には速やかに市長に報告しその指示を受けることとする。

(申請の取下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから10日後の日とする。

(審査の依頼)

第11条 交付申請内容に疑義が生じた場合、救急医療関係者に審査を依頼する。

(実績報告)

第12条 補助金規則第14条第1項の規定により、補助事業者等は市長が指定する期日までに外国籍市民救急医療対策費補助金実績報告書（第4号様式）を用い、市長へ実績報告を行わなければならない。

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類及び事項は、補助金規則第14条第1項第1号から第5号に定める書類とする。

(確定通知)

第13条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、外国籍市民救急医療対策費補助金確定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(救急医療機関の責務)

第14条 救急医療機関は、第2条に係る者の損失医療費に関する責任者を定め、回収に相当な努力を行うとともに、その経過を記録し、補助を受けた年度の翌年度から10年間保存するものとする。

2 救急医療機関は、申請後も回収についての善良な努力を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 この事業により得た外国籍市民に関する個人情報については、法令に基づくもののほかは事業の目的以外に利用し、または提供してはならない。

(補助金交付の請求)

第 16 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、外国籍市民救急医療対策費補助金交付請求書（第 6 号様式）により行う。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第 17 条 補助金規則第 10 条の規定により市長が定める補助金交付の決定を取り消す必要がある場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助金の交付金額に過誤があった場合。

(2) 補助金の使途が不適切であると認めた場合。

2 補助金規則第 10 条第 2 項の規定により補助金交付の決定を取り消した場合における補助金規則第 20 条第 1 項の規定による補助金等の返還命令は、発布の日から 10 日以内の期限を指定して、外国籍市民救急医療対策費補助金返還命令書により行う。

(関係書類の保存期間)

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、10 年とする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附則

1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 4 年度分に係る医療費の損失から適用する。

3 平成 5 年度における補助申請については、第 6 条の規定にかかわらず、平成 5 年 10 月 30 日までとする。

附則

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 13 年度分に係る医療費の損失から適用する。

附則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 17 年度分に係る医療費の損失から適用する。

附則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 20 年度分に係る医療費の損失から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(外国人救急医療対策費補助金交付審査会設置要綱の廃止)
- 2 外国人救急医療対策費補助金交付審査会設置要綱(平成 5 年 4 月 1 日)は廃止する。
(医療費損失の適用年度)
- 3 この要綱は、平成 21 年度分に係る医療費の損失から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 23 年度分に係る医療費の損失から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の外国籍市民救急医療対策費補助要綱の規定は、平成 28 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の外国籍市民救急医療対策費補助要綱の規定は、平成 29 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 9 月 15 日から施行し、この要綱による改正後の外国籍市民救急医療対策費補助要綱の規定は、施行日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 9 日から施行し、この要綱による改正後の外国籍市民救急医療対策費補助要綱の規定は、施行日から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象となる救急医療機関は、次の範囲とする。

医療体制	医療機関種別	対象患者の範囲
初期救急	休日夜間急患センター（休日急患診療所・夜間急病センター等）	救急患者のうち、二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
	休日歯科診療所（歯科保健医療センター等）	
二次救急 （※）	救急告示病院・診療所	①入院に至ったもの ②二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
	病院群輪番制参加病院	①入院に至ったもの ②二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
特殊救急	眼科救急医療システム参加医療機関	①入院に至ったもの ②二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
	耳鼻咽喉科救急医療システム参加医療機関	①入院に至ったもの ②二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの

注1 開設者が独立行政法人、国、神奈川県、市町村及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構の救急医療機関を除く。

2 地域救急医療情報センター（横浜市救急医療情報センター等）を經由して対応をした医療機関並びに在宅当番医制の歯科医療機関（市外）は対象とする。

（※）三次救急の機能を併せ持つ二次救急医療機関については、三次救急医療機関とみなすため対象外とする。

（提出先）
横浜市 市長

申請者
住 所
医療機関名
代表者氏名

年度外国籍市民救急医療対策費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び外国籍市民救急医療対策費補助要綱を遵守します。

- 1 補助金交付申請額 円
（1,000円未満の額は、切り捨ててください。）
- 2 経費所要額調 別紙1-(1)のとおり
- 3 患者別所要額総括表 別紙1-(2)のとおり
- 4 所要額明細書 別紙1-(3)のとおり
- 5 外国籍市民救急患者受診状況表 別紙1-(4)のとおり
- 6 その他参考となる資料

連絡先
所 属
担当者氏名
電 話 番 号

外国籍市民救急医療対策費補助所要額調

(医療機関名)

区 分	経費総額 A	診療報酬相当額 B	弁 済 額 C	損 失 額 B - C = D	補助基準額 E	市補助額 F	備 考
外国籍市民救急 医療対策費補助 事業							

(備考)

- 1 「経費総額(A)」は、対象となる外国籍市民にかかる経費の総額をいう。
- 2 「弁済額(C)」は、本人及び関係者により弁済された金額をいう。
- 3 「補助基準額(E)」は、要綱第5条に基づき積算される額をいう。
- 4 「市補助額(F)」は、空欄とする。

別紙1 - (2)

(外国籍市民救急患者取扱状況表)

外国籍市民救急患者別所要額総括表

(医療機関名)

番号	性別	年齢	傷病名 (主なもの)	診療期間		日数	費用総額	補助対象経費		
				入院日	退院日			2週間以内 の経費 A	弁済額 B	未弁済額 A-B
		歳					円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
						合 計				

1 診療年月日は入院の日から起算して14日以内の退院日を記入すること。

別紙1-(3) 診療報酬明細書(レセプト)で添付してください。

外国籍市民救急医療対策費補助所要額明細書(横浜市)

(医療機関名)

区 分		患者別明細		
		(番号)	(番号)	(番号)
経 費	基本診療料 初診料 入院基本料 入院基本料等加算 特定入院料	円	円	円
	特掲診療料 医学管理等 検 査 画像診断 投 薬 注 射 リハビリテーション 精神科専門療法 処 置 手 術 麻 酔 放射線治療 病理診断			
	計 A			
弁 済 額 B				
損 失 額 A-B				
損 失 額 合 計				

(注) 1 患者明細(番号)欄は、別紙1-(2)「外国籍市民救急患者別所要額総括表」の番号を記入すること。

2 経費(医療費)は、1点10円で計算すること。

別紙1－(4)

外国籍市民救急患者受診状況表

医療機関名				
氏名 (番号)				
性別他	性別 (男・女)、 年齢 才、 国籍 ()			
居 所				
連 絡 先				
傷 病 名 (主なもの)				
入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
受 診 形 態	1 入院を要したもの 2 その他のもの			
来 院 方 法	1 直接 2 救急車 3 紹介 (機関) 4 その他 ()			
法令等による 支 弁	有 ・ 無			
費 用 総 額				
医 療 費	2週間以内	2週間超過	合 計	備 考
診 療 報 酬 相 当 額				
弁 済 額				
未 済 額 損 失 額				

(注) 1 氏名欄の番号は、別紙1－(2)「(外国籍市民救急患者取扱状況表) 外国籍市民救急患者別所要額総括表」の番号を記載すること。

2 経費(医療費)は、1点10円で計算すること。

第2号様式（第8条）

第 号
年 月 日

医療機関名
代表者氏名

横浜市長

年度外国籍市民救急医療対策費補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました標記補助金については、審査の結果、次のとおり不交付となりましたので通知します。

- 1 交付申請額
- 2 不交付理由

医療機関名
代表者氏名

横浜市長

年度外国籍市民救急医療対策費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました標記補助金については、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 補助金額 _____ 円
- 2 補助の対象となる事業及び内容は、交付申請書及びこれに添えて提出された関係書類のとおりとします。
- 3 交付条件
 - (1) 補助金交付後も損失医療費の回収に相当な努力を行うとともに、補助金の交付対象となった損失医療費の回収があった場合は速やかに市長に報告しその指示を受けてください。
 - (2) 損失医療費の回収経過については記録し、補助を受けた年度の翌年度から10年間保存してください。
 - (3) 市長が必要があると認めるときは、関係書類の提出を求め調査を行うことがあります。
 - (4) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全部または一部の返還を求めることがあります。
- 4 交付方法
事業実績報告書の審査をもって補助金を確定後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。
年 月 日までに、要綱第12条のとおり事業実績報告書を提出してください。

横浜市長

住 所
医療機関名
代表者氏名

年度外国籍市民救急医療対策費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- | | |
|------------------|-------------|
| 1 経費精算額調 | 別紙4-(1)のとおり |
| 2 患者別実績額総括表 | 別紙4-(2)のとおり |
| 3 外国籍市民救急患者受診状況表 | 別紙4-(3)のとおり |
| 4 未収金整理結果報告 | 別紙4-(4)のとおり |
| 5 その他参考となる資料 | |

外国籍市民救急医療対策費補助精算額調

(医療機関名)

区 分	経費総額 A	診療報酬相当額 B	弁 済 額 C	損 失 額 B - C = D	補助基準額 E	市補助額 F	差引過 (△) 不 足額 E - F = G	備 考
外国籍市民救急 医療対策費補助 事業								

(備考)

- 1 「経費総額(A)」は、対象となる外国籍市民にかかる経費の総額をいう。
- 2 「弁済額(C)」は、本人及び関係者により弁済された金額をいう。
- 3 「補助基準額(E)」は、要綱第5条に基づき積算される額をいう。
- 4 「市補助額(F)」は、空欄とする。

別紙4-(2)

(外国籍市民救急患者取扱状況表)

外国籍市民救急患者別実績額総括表

(医療機関名)

番号	性別	年齢	傷病名 (主なもの)	診療期間		日数	費用総額	補助対象経費		
				入院日	退院日			2週間以内 の経費 A	弁済額 B	未弁済額 A-B
		歳					円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
							円	円	円	円
						合計				

1 診療年月日は入院の日から起算して14日以内の退院日を記入すること。

別紙4-(3)

外国籍市民救急患者受診状況表

医療機関名				
氏名 (番号)				
性別他	性別 (男・女)、 年齢 才、 国籍 ()			
居 所				
連 絡 先				
傷 病 名 (主なもの)				
入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
受 診 形 態	1 入院を必要としたもの 2 その他のもの			
来 院 方 法	1 直接 2 救急車 3 紹介 (機関) 4 その他 ()			
法令等による 支 弁				
費 用 総 額				
医 療 費	2週間以内	2週間超過	合 計	備 考
診 療 報 酬 相 当 額				
弁 済 額				
未 済 額 損 失 額				

(注) 1 氏名欄の番号は、別紙1-(2)「(外国籍市民救急患者取扱状況表) 外国籍市民救急患者別所要額総括表」の番号を記載すること。

2 経費(医療費)は、1点10円で計算すること。

医療機関名
代表者氏名

横浜市長

年度外国籍市民救急医療対策費補助金確定通知書

年 月 日に事業実績報告書の提出のありました標記補助金について、
次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

1 事業名
外国籍市民救急医療対策費補助事業

2 補助金額
_____ 円

担 当
連絡先

第6号様式（第16条）

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
医療機関名
代表者名

印

年度外国籍市民救急医療対策費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号の確定通知を受けた外国籍市民救急医療対策費補助金について、次のとおり関係書類を添えて請求します。

1 補助金交付額 円

振込先	金融機関名	銀行	支店・所
	口座番号	普通・当座	
	口座名義人	フリガナ	

連絡先 所 属
担当者氏名
電話番号

(留意事項)

請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。